

国立大学法人埼玉大学教員の採用・懲戒等に関する規則
(平成16年4月1日規則第112号／最終改正平成21.9.24規則50)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、教員についての採用・懲戒等に関する事項を規定することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、次に掲げる教員に適用する。

- (1) 教授、准教授、講師（常時勤務するものに限る）、助教及び助手（以下「大学教員」という。）
- (2) 副園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教員」という。）

(採用及び昇任の選考方法)

第3条 （略）

2 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、教育学部が行う。